

## 岡山県南部水道企業団公正入札調査委員会設置要綱

制定 平成 9年 5月 13日 訓令第5号

最終改正 令和 4年 4月 1日 施行

(設置)

第1条 岡山県南部水道企業団が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事及び次に掲げる業務（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、岡山県南部水道企業団公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 漏水調査業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が適当と認める業務

(所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、誓約書の提出、入札の延期及びその他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会の組織は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織する。
- (2) 委員長、副委員長及び委員は企業長が指名する。

2 必要があると認めるときは、前項の委員会構成員以外の関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務)

第4条 委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により会議を開催できない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。